

技能実習生等の適正な受け入れをお願いします

- 技能実習生等受入適正化推進会議メッセージ -

1 岐阜県内における技能実習生等の状況・実態

研修生・技能実習生（以下、「実習生等」という。）の受け入れは、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術移転を行って国際貢献に資するという目的で創設され、経済社会に着実に広がっています。

その広がりには岐阜県内においても見られ、県内における外国人研修生は3千名余、技能実習生は7千名弱と全国で最も多くの実習生等のいる都道府県となっています。実習生等の圧倒的多数は中国人であり、その多くが岐阜県の主要産業である縫製業、機械・金属製造業において研修・実習を行っており、岐阜県の国際貢献に大きく寄与していると言えます。

しかしながら、外国人研修・技能実習制度の趣旨をよく理解しないまま安易に、または違法・不適正であることを承知の上で実習生等の受け入れを行う受入機関が存在し、数多くの問題事例を県内に発生させているのも事実です。

そのため、関係行政機関は次の取組を行ってきました。

- (1) 岐阜労働局では管下の労働基準監督署において、平成18年度に技能実習生等の受入機関である協同組合や企業に対して実施した監督指導件数146件のうち、130件（違反率89.0%）において労働時間、割増手当、賃金不払、最低賃金等の何らかの法違反が認められたことから是正勧告を行いました。
- (2) 名古屋入国管理局では、研修生・技能実習生の受け入れに際し「不正行為」を行ったとして、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に従い、本年1月から9月末までの間に、管内の第1次受入機関（事業協同組合など）7機関、第2次受入機関51機関に対して、それぞれ「不正行為」認定を行いました（「不正行為」認定された第1次受入機関及び第2次受入機関は3年間、研修生・技能実習生の受け入れを行うことができないこととなります。）。
- (3) 財団法人国際研修協力機構名古屋駐在事務所では、技能実習が技能実習計画に基づき、労働関係法令を遵守した適正な運営を図るため、受入機関を訪問し助言・指導を行っています。岐阜県内においては、本年度10月末までに、212件の巡回指導を実施しました。

2 今後の関係機関の取組

このような状況を踏まえ、労使団体を含む関係機関は、技能実習生等の受入適正化を推進するためにこれまで以上に一層の緊密な連携を図り、技能実習生等受入機関に対する啓発に努めるとともに、特に行政機関等においては法令に基づく厳正な監督指導等の実施に取り組めます。

また、行政機関等が調査等において関係書類の改ざん・隠滅、技能実習生等に対する口止め等の隠蔽を把握した場合は、責任追及のための必要な措置を講じます。

3 受入機関に対する要請

技能実習生等受入機関においては、次の事項を遵守していただき、受入の適正化推進に取り組んでいただくように要請します。

- (1) 外国人研修・技能実習制度は、我が国で培われた技術・技能・知識を発展途上国に技術

移転を行って国際貢献に資するという目的で創設された国際的な人材育成制度であることについて十分に理解の上、安易に単純労働力の確保策として利用しないこと。

- (2) 「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成 11 年 2 月法務省入国管理局公表）や「再研修及び交替制による研修に係る要件の明確化について」（平成 18 年 3 月法務省入国管理局公表）に十分留意の上、研修・技能実習の適正な実施を図ること。
- (3) 研修・技能実習に係る契約、関係機関への提出書類、計画等において記載された事項と実態に相違のないこと。
特に、研修・労働契約と異なる契約が存在する「二重契約」、研修・技能実習計画と異なる職種での受入れ、計画と異なる研修・技能実習の実施、研修生の「残業」、受入機関間での「名義貸し」等の不正行為はしないこと。
- (4) 技能実習生については労働基準法等労働関係法令が適用されることから、同法令の遵守をすること。
特に、労働条件の非明示、長時間労働、強制貯金、賃金不払（管理費等の控除等の不当な賃金控除を含む。）、時間外・休日・深夜割増手当の不払、岐阜県最低賃金額未満の賃金の支払いに係る法違反については根絶をすること。
- (5) 技能実習生に係る労働・社会保険等の未加入を解消すること。
- (6) 技能実習生等の書面による同意なく、旅券、外国人登録証、預金通帳、印鑑等の貴重品を管理しないこと。
- (7) 技能実習生等に関係する書類・帳簿の適正な記入・保管をすること。

4 県民へのお願い

岐阜県は、全国で最も多くの技能実習生等を抱える都道府県です。

研修・技能実習制度は国際的な人材育成制度であり、その活用によっては岐阜県が国際貢献に誇らしく寄与できるものです。しかしながら、不適正な受入れによって多くの問題事例も発生させているのも事実です。

技能実習生等の適正な受入れを推進するためには、県民の皆様におかれては状況・実態のご理解と不適正な受入れを許さないという認識をお持ちいただくようお願いいたします。

平成 18 年 12 月 4 日

岐阜県技能実習生等受入適正化推進会議

岐阜労働局

名古屋入国管理局

岐阜県

岐阜県警察

(財)国際研修協力機構 名古屋駐在事務所

連合岐阜

岐阜県経営者協会

岐阜県中小企業団体中央会